

この税源移譲により、個人の税負担（所得税＋市県民税）は基本的には変わりません

税源移譲により「市県民税」は増えますが、「所得税」は減るため、両税を合わせた負担額は基本的には同じになります。

また、個人の税負担総額をなるべく変えないように、「所得税」と「市県民税」の**人的控除※2**の差に対応した、市県民税の減額措置（**調整控除※3**）が講じられます。

ただし、控除等の状況によっては税の総額が若干変わる場合もあります。

【試算例】（給与収入 500 万円、夫婦＋子ども 2 人の場合）

	所得税額	市県民税額	合計額
移譲前	99,000 円	70,500 円	169,500 円

税負担増減なし

移譲後	49,500 円	120,000 円	169,500 円
-----	----------	-----------	-----------

※社会保険料控除 70 万円、配偶者控除あり、子ども 2 人のうち 1 人は特定扶養として試算しています。

※この試算例は、税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成 19 年分「所得税」・平成 19 年度分「市県民税」から定率減税の廃止等の影響があることにご留意ください。

【詳しくは下記の「その他の改正点」をご覧ください。】

「市県民税」と「所得税」では税額に影響が出る時期が異なります

税源移譲に伴う税率の変更の影響が現れるのは・・・

- ▶「市県民税」については**平成 19 年 6 月**からとなります。
- ▶「所得税」については源泉徴収のはじまる**平成 19 年 1 月**から、または確定申告時期の**平成 20 年 2 月～3 月**となります。

その他の改正点

●定率減税が廃止されます

平成 11 年から景気対策のため実施されてきた定率減税が、**平成 19 年度分**から廃止されます。（平成 18 年度分「市県民税」では、所得割の 7.5%（限度額 2 万円）の減税がありました。）

●65 歳以上の人の非課税措置廃止に伴う経過措置として税額の 3 分の 1 が減額されます

「65 歳以上で合計所得が 125 万円以下の人」に適用されていた非課税措置の廃止に伴う経過措置として、平成 17 年 1 月 1 日現在において「65 歳以上で合計所得が 125 万円以下の人」については、**平成 19 年度分「市県民税」の 3 分の 1 が減額**されます。（平成 20 年度分からは全額課税です。）



解説します

※2：人的控除

控除のうち基礎控除・扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・寡婦（夫）控除・障害者控除・勤労学生控除を人的控除といい、それぞれ「所得税」と「市県民税」とでは控除額が異なります。

【控除額比較の一例】

	所得税	市県民税	差額
基礎控除	38 万円	33 万円	5 万円
一般扶養控除	38 万円	33 万円	5 万円
特定扶養控除	63 万円	45 万円	18 万円
配偶者控除	38 万円	33 万円	5 万円

※3：調整控除

「所得税」と「市県民税」では、控除額に差があるため、収入金額は同じでも課税所得（所得から控除を引いたもの）は、「市県民税」の方が多くなります。つまり、「所得税」の税率を下げ、「市県民税」の税率を上げるという税率の調整だけでは、税負担は増えてしまうのです。そこで、それぞれの状況に応じて適用されている**人的控除**の差をもとに調整額（＝**調整控除**）を算定し、それを「市県民税」から減額して、基本的に税負担総額が変わらないようにします。

ただし、生命保険料控除等の人的控除以外の控除は調整の対象外です。